VI. 我が国の中央省庁組織及び観光庁と消費者庁に係るケーススタディ

スポーツ庁として外局を設置する場合の課題・論点等を検討するに当たっては、府省の外局として最近設置された、観光庁と消費者庁の設置に係る情報を整理することが有用であると考える。ここでは、まず、現行の中央省庁組織に係る基本的な考え方を整理した上で、我が国の今後のスポーツ推進体制の在り方を検討していく際の参考情報として、府省の外局の概要を簡単に整理し、国土交通省の外局である「観光庁」と内閣府の外局である「消費者庁」の設置経緯を整理した。その際、「設置前の行政体制及び課題」、「設置の必要性」、「庁の機能・体制」、「庁と政策実施機関等との関係」等の観点から情報を整理した。

1. 中央省庁組織の基本的な考え方

我が国の中央省庁組織の基本的な考え方は、平成9年の行政改革会議最終報告や、翌年の中央省庁等改革基本法の検討過程で整理されている。以下では、それらの整理に加えて、一部学者等の意見等を踏まえて記述している。

(1) 内閣機能の強化

- 1) 平成 10 年中央省庁等改革基本法の基本的考え方
 - ✓ 「基本的な政策の企画・立案や重要政策についての総合調整力の向上などを目指して官邸・内閣機能の思い切った強化を図る」(行政改革会議最終報告)
 - ✓ 「合議体としての『内閣』が、実質的な政策論議を行い、トップダウン的な政策 の形成・遂行の担い手となり、新たな省間調整システムの要として機能できるよ う、『内閣』の機能強化が必要である。」(行政改革会議最終報告)

2) 具体例

内閣機能の強化は、具体的には、以下の点に現れる。

- ① 内閣官房の機能の充実
 - (ア) 内閣の補助機関
 - (イ) 内閣総理大臣の活動を直接補佐・支援する企画・調整機関(総合戦略機能「戦略の場」)

② 内閣府の新設

- (ア) 内閣官房の総合戦略機能を助け、横断的な企画・調整機能を担う(「知恵の場」)
- (イ) 内閣総理大臣が担当することがふさわしい事務を処理
- ③ 内閣府の特命担当大臣を新設
 - (ア) 重要課題に関する大臣レベルの調整を可能に。

- (イ) 沖縄・北方対策担当、金融庁担当など
- ④ 内閣府に重要政策に関する会議を設置
 - (ア) 国政上の重要事項を審議。政府内外の人材の英知を結集。
 - (イ) 経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議、男女共同参画会議
- ⑤ 副大臣、大臣政務官の新設
- ⑥ 省間調整システムの整備
 - (ア) 異なる行政目的を任務とする関係省の間において、大所高所の観点から開かれた政策議論を行い、**関係省の間で必要な相互調整を実施**。
 - (イ) 他省が所掌する政策についても、任務の達成に必要な範囲において、資料の 提出や説明を求め、意見を述べることができる。

(2) 内閣府の基本的な性格・任務

平成 10 年の中央省庁等改革では、内閣府が新設された。その基本的な性格及び任務は以下のとおりである。

- 1) 内閣府は内閣に置かれる機関で、内閣総理大臣を長とする。
- 2) 内閣官房の総合戦略機能を助け、<u>横断的な企画・調整機能</u>を担う。
- 3) 内閣総理大臣が担当するにふさわしい実施事務を処理する。
 - ・ 旧総理府が所掌するとされた「他の行政機関の所掌に属しない事務」は内閣府ではなく、総務省が所掌する(総務省設置法第4条第99号参照)点に留意する必要がある。
- 4) 内閣総理大臣を主任の大臣とする外局に係る事務を行う。
- 5) 現行の内閣府の任務及び所掌事務については、内閣府設置法第3条(任務)、同第4条 (所掌事務)参照。
- 6) なお、「<u>新たに生起する重要施策は</u>政権を異にすることにより可変的で、かつ、既存省 庁の枠を超えるものが多いことから、<u>内閣府の所掌とされることが多い」</u>(塩野宏「行 政法Ⅲ 〔第四版〕行政組織法」P70)。
 - ・ その結果、内閣府が所管する事務が増えていることについて懸念の声があがって おり、例えば、「このまま推移すれば、一つの組織体としての合理的・効率的運営 が損なわれるおそれがあり、事務の存廃を含めた検討、省庁への移管の措置等を 容易にすることが必要であると思われる」(塩野 P70)と指摘されている。

(3) 「省」の考え方

現行の中央省庁組織における「省」の考え方は以下の通りである。

1) 省は、国家行政組織法における最大の包括的単位(国家行政組織法第3条)である。

- なお、三条機関には、省、委員会、庁が含まれる。
- 2) 省は、内閣府とともに内閣の統括の下に置かれる。
- 3) 省の長は各省大臣(国家行政組織法第5条第1項)である。
- 4) 「全体としての<u>行政事務をいくつの省にどのように配分するか</u>については、憲法は何ら定めるところがない。また、<u>制定法以外に論理的に導き出される普遍的な組織法上の原理もない</u>。それは、<u>時の要請に応じて、政策的に決められることがら</u>である」(塩野 P70) とされ、可変的であるとされる。
- 5) 省の構成は、委員会・庁などの外局及び内部部局、審議会等、地方支分部局等からなる。
- 6) 「省それ自体に関しても、その数、事務の配分の仕方について、行政組織上の原則はない。また、内閣府・省の外局としていかなる委員会・庁を置くか、付属機関としていかなる審議会を置くか等に関しても同様で、これらはそのときどきのアドホックな対応に委ねられてきた色彩が濃い。それは、平成 10 年中央省庁等改革においても、同じである」(塩野 P71) と指摘されている。
- 7) 国家行政組織法上の省の内部部局は、大きなものから、官房、局、部、課、室となる。 国家行政組織法は、これらの内部部局の設置及びその所掌事務の範囲を政令で定める ものとしている(国家行政組織法第7条参考)。「府や省にいかなる局・部・課等を置 くかについては、特段の組織法上の原理・原則があるわけではなく、当該府・省の所 掌事務との関連で便宜的に定められる」(塩野 P80) とされる。
- (4) 「庁」の考え方

ここでは、現行の中央省庁組織における「庁」について整理する。

- 1) 庁は、内閣府設置法、国家行政組織法上で<u>外局として位置付け</u>られる。 内閣府、省に置かれる庁はそれぞれ内閣府設置法第64条の表、国家行政組織法別表第 1に掲げられている。
- 2) 「庁について、法はそれが外局であること以外に何ら定義していない。また、講学上すでに存在する観念でもない。そこで、<u>庁の設立はもっぱら立法実務における了解</u>にまたなければならないが、それは、<u>当該行政事務を担当する単位が局等の内部部局で</u>は大きすぎる場合に設置されるものとする」(塩野 P78) とされる。
 - ・ ただし、一般的な認識として、庁は、一定の固まりとして大きな事務を所管する場合に置かれるとされる。ただ、この「大きな」の解釈であるが、柔軟に解釈されており、一定の基準があるわけではない。現実には、大きな局もあり、小さな庁もある。
- 3) 「<u>庁の設立理由として政策の実施に関する機能の遂行</u>があげられているが(中央省庁 等改革基本法第 16 条第 4 項)、<u>それは一つの理由にとどまり、庁設立の原則というほ</u>

どのものではない」(塩野 P78) とされる。

- ・ 「庁が政策実施機能を担当することは、平成 10 年中央省庁改革における中央省庁 の編成の発想の一つとしての、企画立案機能と実施機能の分離論に由来している。 行政機関の果たす機能についての二つの分類は一つの着眼点であるが、両機能の 重畳的性格、相互干渉的性格からすると、具体的組織改革に当たり、それが一貫 した組織編成原理とはならないものと考えられる」(塩野 P79)。
- ・ 現実には、「庁」という名称が付される行政組織においても、企画立案機能を担う 「庁」も存在する。
- 4) 庁をどこに置くか(内閣府に置くか、各省に置くか)について、当該庁が担当する業務が「内閣総理大臣が担当するにふさわしい実施事務」に相当する場合は、当該庁は内閣府に置かれることになるが、どのような業務が「内閣総理大臣が担当するにふさわしい実施事務」に相当するかは、判断による。すなわち、庁を内閣府に置くか、各省に置くかに関して、<u>基本的には当該庁がどのような業務を担当するか</u>によることとなり、アプリオリな決まりがあるわけではない。
 - ・ 当該庁の業務が、関係省に対して指示・調整するという性格が強くなればなるほど、内閣府の外局としての庁という色彩が強くなる。
 - ・ 一方で、庁自らが直接何らかの実務を担当するというのであれば、各省の外局と しての庁という色彩が強くなる。
 - ・しかし、その両者を区別する絶対的な基準があるわけではない。
- 5) 庁の長は、長官であり、国家公務員である。
 - ・ 民間人が就く場合にも、国家公務員として長官に就任している。任期付きのよう な形ではないと考えられる。
 - ・ 大臣をもってあてられるものは国家行政組織法になく、内閣府の外局の場合のみである。すなわち、内閣府の外局としての庁として設置された場合には、その長官は大臣であることも可能(=いわゆる大臣庁。かつての防衛庁)。省の外局としての庁として設置された場合、その長官が大臣であることは法制上ない。

2. 既存の外局の概要

(1) 設置根拠等

外局は、内閣府の場合は内閣府設置法第 49 条によって、各省については国家行政組織法 第 3 条によって規定されている。

具体的には、内閣府の場合は内閣府設置法第 64 条で、各省の場合は国家行政組織法別表 第一に列挙されたものをいう。

<内閣府設置法>²²

(設置)

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

- 2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、 特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。
- 3 前二項の委員会及び庁(以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。)の設置及び 廃止は、法律で定める。

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
国家公安委員会	警察法
金融庁	金融庁設置法
消費者庁	消費者庁及び消費者委員会設置法

<国家行政組織法>²³

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

- 第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。
 - 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
 - 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会 及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
 - 4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

別表第一 (第三条関係)

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁
法務省	公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	
農林水産省		林野庁
		水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁
		特許庁
		中小企業庁
国土交通省	運輸安全委員会	観光庁
		気象庁
		海上保安庁
環境省	原子力規制委員会	
防衛省		

47

²² 平成十一年七月十六日法律第八十九号(最終改正:平成二五年一二月一三日法律第一○九号)

²³ 昭和二十三年七月十日法律第百二十号(最終改正:平成二四年六月二七日法律第四七号)

(2) 庁の長の権限

庁の長は長官であり、内閣府の場合は内閣府設置法第 58 条によって、各省については国家行政組織法第 10-15 条によって規定している。長官は、権限として規則、その他の特別の命令を自ら発することができるが、内閣府令・省令の発出は自ら行うことができず、大臣に依頼しなくてはならない。

<内閣府設置法>

(長の権限等)

- 第五十八条 各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。
 - 2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。
 - 3 外局の長以外の各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、法律の定めるところにより、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。
 - 4 各委員会及び各庁の長官は、法律の定めるところにより、政令及び内閣府令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。
 - 5 第七条第四項の規定は、前項の命令について準用する。
 - 6 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。
 - 7 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。
 - 8 各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

<国家行政組織法>

(行政機関の長の権限)

- 第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。
- 第十一条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を 必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければな らない
- 第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法 律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発する ことができる。
 - 2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各省大臣に対し、案を そなえて、省令を発することを求めることができる。
 - 3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。
- 第十三条 各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定めるところにより、政令及び省令以外の 規則その他の特別の命令を自ら発することができる。
 - 2 前条第三項の規定は、前項の命令に、これを準用する。
- 第十四条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要 とする場合においては、告示を発することができる。
- 2 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達する ため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。
- 第十五条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

(3) 庁の独立性・自律性

上記(2)のように、長官の権限として規則、その他の特別の命令を自ら発することができる 等の点で、庁は府省に対して一定の独立性を有しているといえる。しかしながら、内閣府 令・省令の発出は自ら行うことができず、大臣に依頼しなくてはならない等の点で、独立 性に制約がある。

予算については、庁として独立して概算要求を行うのではなく、府省の概算要求の一部と して位置付けられている。ただし、組織別予算概算要求では、「oo庁関係予算」として区分 されている。

職員の定員についても、職員定員に関する省令等(例えば、観光庁については国土交通省 定員規則)でその最高限度が定められ、その限度内で、予算上の措置がなされる予算定員²⁴ が決まる。

3. 観光庁及び消費者庁の設置経緯

比較的最近に設置された外局の例として、国土交通省の下に設置された観光庁と、内閣 府の下に設置された消費者庁を取上げ、その設置経緯等について以下に整理した。

(1) 観光庁の設置経緯等

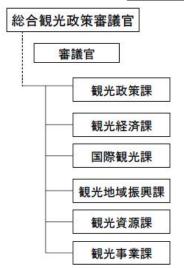
観光庁は、その設置を目指した「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」が平成 20 年 4 月 25 日に成立し、平成 20 年 10 月 1 日に国土交通省に設置された。

① 設置前の行政体制及び課題

観光庁設置前の観光行政体制は、国土交通省の総合観光政策審議官の下、観光政策課、 観光経済課、国際観光課、観光地域振興課、観光資源課、観光事業課の6課が配置され、 予算定員は79名であった。

²⁴ 予算定員とは、省令等で定められる職員の最高限度のうち予算上の措置がなされているもので、予算の基本数として、会計、組織、適用俸給表、職名及び等級別に定められている。

予算定員:79名



資料)国土交通省 Web サイト http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/259973/www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/naibusoshiki.pdf

② 設置の必要性

小泉純一郎総理大臣(当時)の主導により、平成 15 年度にビジット・ジャパン・キャンペーン予算がつくなど、観光政策に注目が集まるなか、平成 18 年 12 月に観光立国推進基本法が成立し 25 、これを受けて平成 19 年 6 月に観光立国推進基本計画が閣議決定された。

そして、「観光立国の実現のためには、国全体として、官民を挙げて観光立国の実現に 取り組む体制が必要」となり、

- (1) 我が国が<u>国を挙げて観光立国を推進</u>することを発信するとともに、観光交流拡大に関する<u>外国政府との交渉</u>を効果的に行うこと
- (2) 観光立国に関する数値目標の実現にリーダーシップを発揮して、<u>関係省庁への</u>調整・働きかけを強力に行うこと
- (3) 政府が一体となって「住んでよし、訪れてよしの国づくり」に取り組むことを 発信するとともに、<u>地方自治体・民間の観光地づくりの取組を強力に支援</u>する こと

が必要であることから、観光庁が設置された(国土交通省 Web サイトより)。

上記の内容を整理すると、観光立国実現機運の高まりを背景として、

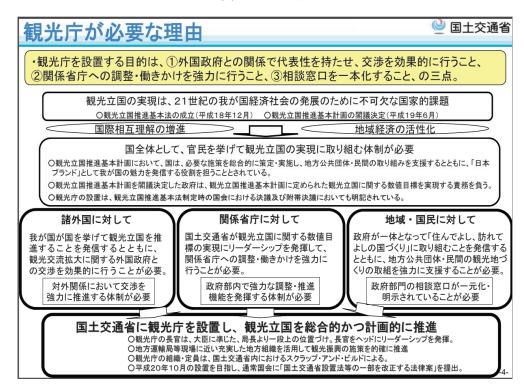
- ・観光に関する対外的な窓口の明確化
- ・関係省庁に対する調整機能・推進機能の強化

²⁵ 平成 18 年 12 月 6 日、第 165 臨時国会において塩谷衆議院国土交通委員長が法案を衆議院に提出し、同日中に国土交通委員会が全会一致可決した。

・地域・国民に対する窓口の一元化

が、観光庁設置の必要性として指摘されていたと考えられる。

図表 観光庁が必要な理由



資料) 国土交通省 Web サイト http://www.mlit.go.jp/common/000059778.pdf

また、本保芳明「観光庁の設置と観光政策」(運輸政策研究 Vo.11、No.4、2009 年:http://www.jterc.or.jp/kenkyusyo/product/tpsr/bn/pdf/no43-09.pdf)によれば、「観光施策の体系については、大きく言えば、i)国際観光の振興と、ii)国内観光の振興が柱となり、その共通基盤となる休暇の促進等がある。このとき関係省庁だけでも山ほどあり、全体的な調整機能の強化が必要とされた。そこで観光立国関係閣僚会議が設置され、併せて民間有識者による議論の場として観光立国推進戦略会議が設けられ調整が図られる仕組みになっていた。とはいえ、それぞれが違う行政目的で動いているため、同会議等だけでは不十分であろうということで、総合調整機能を強化するために観光庁という組織が立ち上がることになった」と、観光庁設置の背景について説明がなされている。

観光庁設置経緯をみると、議員のイニシアティブが比較的強かったと考えられる事情が確認できる。具体的には、平成 18 年 12 月 6 日 第 165 回臨時国会において衆議院に提出された「観光立国推進基本法案」が同日中に国土交通委員会で全会一致可決された。この際に、「観光立国の実現に関する施策の遂行に当たっては、各省庁の横断的

な英知を結集しながら、総合的、効果的かつ効率的に行い、行政改革の趣旨を踏まえて、観光庁等の設置の実現に努力すること」(第8項)を政府に要求する附帯決議(「観光立国の推進に関する件」)が、自民・民主・公明3会派により共同提案され、決議された²⁶。

なお、観光庁の設置による成果及び評価や、設置前に指摘されていた問題がどれほど解決しているのかについて評価した資料はない。観光立国推進基本計画の主要な評価指標である「訪日外国人旅行者数」が平成 25 年に初めて 1,000 万人を突破し²⁷、政策目標を達成したことは、各種報道で大きく取り上げられた。

③ 庁の機能・体制

観光庁の任務及び所掌事務は、国土交通省設置法及び国土交通省組織令で規定されている。

<国土交通省設置法>²⁸

(任務)

第四十三条 観光庁は、観光立国の実現に向けて、魅力ある観光地の形成、国際観光の振興その他の観光に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四十四条 観光庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二十一号から第二十三号まで、第百二十五号及び第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

第四条

- 二十一 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。
- 二十二 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十二の二 通訳案内士、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。
- 二十三 ホテル及び旅館の登録に関すること。
- 二十五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に関する 関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 二十八 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法 (平成十九年法律第八十五号) 附則第十五条第一項 の規定により同項 の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産 (北海道又は東北地方 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。) における政令で定めるものに限る。) の管理に関すること。

http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009916520061206008.htm

²⁶ 衆議院国土交通委員会会議録:

²⁷ 観光庁 Web サイト: https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_000111.html

²⁸ 平成十一年七月十六日法律第百号(最終改正:平成二五年一二月四日法律第九二号)。

<国土交通省組織令が規定する観光庁の各課の所掌事務>²⁹

課名	<国土交通省組織令が規定する観光庁の各課の所掌事務> ^{**} 所掌事務
総務課	第二百二十四条の四 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
心伤味	カーロー 四末の四
	二 観光庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
	一
	三
	四 公文書類の後文、光送、編集及の保存に関すること。 五 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
	七 観光庁の行政の考査に関すること。
	八 広報に関すること。
	九 観光庁の保有する情報の公開に関すること。
	十 観光庁の保有する個人情報の保護に関すること。
	十一 観光庁の機構及び定員に関すること。
	十二 表彰及び儀式に関すること。
	十三 観光庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
	十四 観光庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
	十五 観光庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
	十六 観光庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
	十七 交通政策審議会観光分科会の庶務に関すること。
	十八 前各号に掲げるもののほか、観光庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
観光戦略課	第二百二十四条の五 観光戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一 観光の振興を広範かつ一体的に推進するための基本的な方針の企画及び立案に関すること。
	二 容易に観光旅行をすることができる環境の整備その他観光旅行の普及発達に関すること。
	三 観光に関する調査及び研究に関すること。
	四 観光に関する統計に関すること。
	五 前各号に掲げるもののほか、観光の振興に関すること(観光地域振興部並びに観光産業課及
	び国際観光課の所掌に属するものを除く。)。
	六 観光立国推進基本法 (平成十八年法律第百十七号) 第八条 の規定による観光の状況及び施
	策に関する年次報告等に関すること。
観光産業課	第二百二十四条の六 観光産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一 観光産業を営む者の連携による観光の振興に関すること (観光地域振興部の所掌に属するも
	のを除く。)。
	二 旅行業、旅行業者代理業その他の国土交通省の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に
	関すること。
	三 ホテル及び旅館の登録に関すること。
	四 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成十二年法律第百十六号) 第三条第一項
	に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。
国際観光課	第二百二十四条の七 国際観光課は、次に掲げる事務をつかさどる。
	- 国際観光の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること(観光戦略課の所掌に属
	するものを除く。)。
	二 外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致の促進その他の国際交流の推進による国際観光の
	振興に関すること(観光地域振興部の所掌に属するものを除く。)。
	三 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に
	関すること。
	四 独立行政法人評価委員会国際観光振興機構分科会の庶務に関すること。
観光地域振	第二百二十四条の八 観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。
観 儿 地 域 派 興課	第二日二十四末の八 観光地域振興部は、次に拘りる事務をつかさとる。 一 観光地域振興部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
兴味	一 観光地及び観光施設の改善に関すること。 二 観光地及び観光施設の改善に関すること。
	四 前三号に掲げるもののほか、観光地域振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する

.

²⁹ 平成十二年六月七日政令第二百五十五号(最終改正:平成二五年一二月二七日政令第三七○号)。

	こと。
観光資源課	第二百二十四条の九 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一 観光資源の保護、育成及び開発に関すること。
	二 観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。
	三 通訳案内士、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別
	区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。

また、観光庁の所管する法令は以下の通りである。

<観光庁の所管する法令>

- ・観光立国推進基本法(平成十八年十二月二十日法律第百十七号))
- · 観光施設財団抵当法(昭和四十三年六月三日法律第九十一号)
- ・観光施設財団抵当法第二条の観光施設を定める政令(昭和四十三年十一月二十日政令第三百二十二号)
- 沖縄振興特別措置法 (平成十四年三月三十一日法律第十四号)
- 総合特別区域法(平成二十三年六月二十九日法律第八十一号)
- ・福島復興再生特別措置法(平成二十四年三月三十一日法律第二十五号)
- ·通訳案内士法(昭和二十四年六月十五日法律第二百十号)
- 通訳案内士法施行規則 (昭和二十四年六月十五日運輸省令第二十七号)
- ・総合特別区域法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令(平成二十三年七月二十九日国土交通省令第五十四号)
- ・沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令(平成二十四年三月三十一日国 土交通省令第三十九号)
- ・福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令(平成二十四年五月三十日 国土交通省令第五十六号)
- ・国際観光ホテル整備法(昭和二十四年十二月二十四日法律第二百七十九号)
- ・国際観光ホテル整備法施行令(昭和二十五年六月十日政令第百八十六号)
- ・国際観光ホテル整備法施行規則(平成五年三月十五日運輸省令第三号)
- ・旅行業法(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)
- ・旅行業法施行令(昭和四十六年十一月五日政令第三百三十八号)
- ・旅行業法施行規則(昭和四十六年十一月十日運輸省令第六十一号)
- ・旅行業者営業保証金規則(平成八年三月二十八日法務省・運輸省令第一号)
- ・旅行業協会弁済業務保証金規則(平成八年三月二十八日法務省・運輸省令第二号)
- ・旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則(平成二十一年八月二十八日内閣府・国土 交通省令第一号)
- ・旅行業法に規定する旅行業約款に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技 術の利用に関する法律施行規則(平成二十一年九月一日内閣府・国土交通省令第二号)
- ・国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年六月二十九日法律第七十九号)
- ・国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律施行規則(平成六年九月十九日運輸省令第三十八号)
- ・外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年六月十八日法律第九十一号)
- ・外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令(平成十八年三月二十九日政令第八十四号)
- ・外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則(平成九年六月十八日運輸省令第三十九号)
- ・外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十二条の認定 地域観光振興事業者及び施設を定める省令(平成十七年八月十二日総務省令第百三十一号)
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年五月二十三日法 律第三十九号)
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則(平成二十年七月二十三日国土交通省令第六十五号)

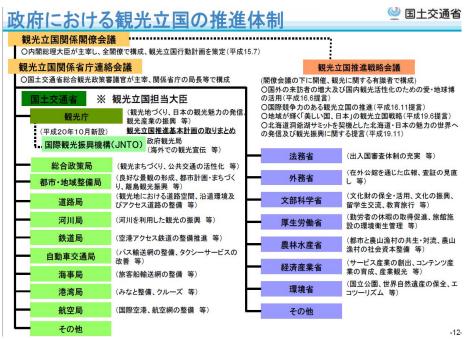
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第五条第二項第二号の観光圏 整備事業の推進を図るのにふさわしい者を定める省令(平成二十年七月二十三日農林水産省・ 国土交通省令第三号)
- ・総合保養地域整備法(昭和六十二年六月九日法律第七十一号)
- ・中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年五月十一日 法律第三十九号)
- ・地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年六月二十六日法律第八十八号)
- ・地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第三項の率を定める政令(平成四年九月二十四日政令第三百七号)
- ・地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令(平成四年九月二十四日文部省・農林水産省・通商産業省・運輸省・自治省令第一号)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年六月七日法律第百十六号)
- ・エコツーリズム推進法(平成十九年六月二十七日法律第百五号)
- ・エコツーリズム推進法施行規則(平成二十年四月一日文部科学省・農林水産省・国土交通省・ 環境省令第一号)
- · 独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年十二月十八日法律第百八十一号)
- ・独立行政法人国際観光振興機構に関する省令(平成十五年十月一日国土交通省令第百三号)

資料) 観光庁 Web サイト https://www.mlit.go.jp/kankocho/about/houritsu.html

平成25年度の政府全体の観光関連予算に関する資料には、関連する他の省庁として、 内閣府・警察庁・宮内庁・外務省・総務省・法務省・文部科学省・文化庁・経済産業 省・中小企業庁・国土交通省・厚生労働省・環境省・農林水産省が挙げられている。

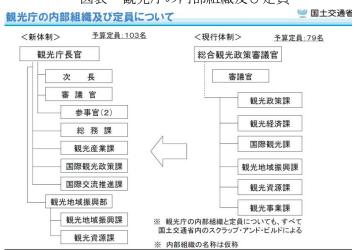
また、国土交通省資料では、「政府における観光立国の推進体制」として、下図表の体制図が示されている。

図表 政府における観光立国の推進体制



資料) 国土交通省 Web サイト http://www.mlit.go.jp/common/000059778.pdf

観光庁設置当時の国土交通省資料³⁰では、観光庁の内部組織及び定員について、下図表の組織図及び定員数が示され、「観光庁の内部組織と定員についても、すべて国土交通省内のスクラップ・アンド・ビルドによる」と記載されている³¹。



図表 観光庁の内部組織及び定員

資料) 国土交通省 Web サイト

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/259973/www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/naibusoshiki.pdf

現在の観光庁の組織図は下図表の通りである。

図表 現在の観光庁の組織図

資料)国土交通省 Web サイト http://www.mlit.go.jp/kankocho/about/soshiki.html

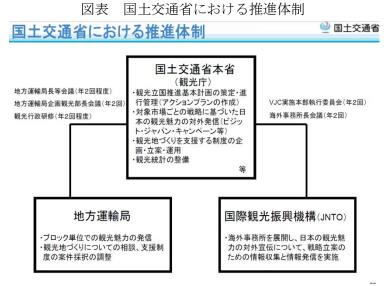
 $^{^{30}}$ 国土交通省総合政策局観光部門「「観光に関する懇談会」第一回資料」(平成 20 年 4 月 10 日) https://www.mlit.go.jp/common/000059778.pdf、国土交通省総合政策局観光振興課「東京アウトドアズフェスティバル 2008 記念「歩く時代の自然体験活動シンポジウム 観光庁の設置と観光圏整備事業について」(平成 20 0 年 20 月 20 日) http://outdoor-ld.jp/data/mlit_outdoorfest2008.pdf

³¹ 国土交通省では、観光庁設置に合わせて、航空・鉄道事故調査委員会と高等海難審判庁を統合し、陸・海・空にまたがる総合的な事故調査機関となる「運輸安全委員会」とした。また、船員中央労働委員会を廃止し、厚生労働省所管の中央労働委員会に統合した。これらの統廃合が「スクラップ」に該当すると考えられる。

なお、観光立国推進基本計画では、「観光庁が主導的な役割を果たすべき主な施策」と「政府全体が講ずべき主な施策」が分けて記載されており、前者として「国内外から選好される魅力ある観光地域づくり(観光地域のブランド化・複数地域間の広域連携等)」、「オールジャパンによる訪日プロモーションの実施」等が挙げられている。また、同計画では「観光立国推進本部の下、関係省庁が連携して、戦略的に必要な施策を策定し、スピード感を持って実施されるよう工程管理を行う。この際、観光庁が主導的な役割を果たすものとする。」というように、計画遂行のための工程管理について観光庁の果たすべき役割が明確化されている。

④ 庁と政策実施機関等との関係

観光庁は、外国政府との協議や関係省庁との調整・民間事業者や自治体等との連携体制の構築のほか、魅力ある観光地づくりに支援を行うなど、「観光立国」に向けた総合的かつ計画的な取組を担当している。他方、観光庁が所管する「(独) 国際観光振興機構(通称:日本政府観光局)」が、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内を行うなど、外国人へのプロモーションの実行部隊として活動している。また、日本政府観光局が収集したマーケティング情報は、国の施策の企画・立案の基礎情報とされている。また、各地方運輸局が、観光立国推進基本計画で設定されている施策・目標に対応した各地域の観光に関する施策を立案・展開している。



資料) 国土交通省 Web サイト http://www.mlit.go.jp/common/000059778.pdf

(2) 消費者庁の設置経緯等

消費者庁は、平成 21 年 5 月に消費者庁関連法が成立し、消費者庁及び消費者委員会 設置法に基づいて同年 9 月 1 日に発足した。

① 設置前の行政体制及び課題

消費者庁設置前は、内閣府国民生活局が基本的な政策の企画・推進を担い、各省庁 が個別具体的な施策を実施する体制をとっていた。

吉井伶奈「消費者行政組織の創設-消費者庁と消費者権利院-」(国会図書館、2008. 12.25) (http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/287276/www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0626.pdf) (以降、本文で言及する際には「吉井 2008」とする) は、「こうした体制では、被害を受けた消費者のたらい回しや、被害を規制する法令制度がない「すき間」事案の発生、省庁の事業者寄りの対応、省庁間の連携不足等が起こりがちである。そのため、各省庁が所管分野の施策を実施することによる「縦割り」の弊害や、産業育成と消費者保護を同じ省庁が担当することの難しさ、消費者政策の総合調整・企画・立案・推進を行わなければならない内閣府の権限の弱さが指摘されてきた」と説明している。

図表 主な消費者施策と関係府省 (消費者庁設置前)

表 1 主な消費者施策と関係府省

11 1	エゆ用	× 1	安全			717/13	П			消費者	- 1031					担	格・	計量	· 表	示	IT/	分野	教育	199	境等
総合的な被害防止	食品	医薬品等	消費生活用製品	電気用品等	ガス用品等	自動車	化学製品	の適正化総合的な消費者契約	禁止	取引等 訪問販売、連鎖販売	ねずみ講	消費者信用取引	金融、保険、証券取引	住宅取引	旅行業	計量の適正化	農林物資の規格	不当表示一般	食品表示	医薬品表示	電子商取引	個人情報保護	消費者啓発・教育	3 R 推進	省エネラベル
(内閣府)	食安委、	(厚労省)	(経産省)	(経産省)	(経産省)	(国交省)	環境省)	(内閣府)	(公取委)	(経産省)	(警察庁、	(金融庁、河	(金融庁)	(国交省)	(国交省)	(経産省)	(農水省)	(公取委)	(農水省、日	(厚労省)	(総務省、知	(内閣府等)	(文科省、日	(環境省、	(エネ庁)
	環農 境省(経産省、				内閣府)	経産省)							厚労省)		経産省等)	550	国セン等)	経産省)	

(出典) 内閣府国民生活局編『ハンドブック消費者 2007』2007. 等を参考に、筆者作成。

資料)吉井伶奈「消費者行政新組織の創設—消費者庁と消費者権利院—」(国立国会図書館、20 08.12.25.)http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/287276/www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/ 0626.pdf

② 設置の必要性

及川和久「消費者庁の発足と課題—国民生活センター一元化議論・地方消費者行政・ 消費者教育を中心として—」(レファレンス、2011 年 8 月

(http//www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/072704.pdf))(以降、本文で言及する

際には「及川 2011」とする)によれば、設置の必要性として「消費者庁設置前の消費者行政では、内閣府の担う消費者政策の企画・立案が、分担管理事務」であったこと、すなわち、「行政の組織・制度を考えた場合、内閣府の所掌事務は、内閣補助事務(内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 4 条第 1 項・第 2 項関係)と分担管理事務(内閣府設置法第 4 条第 3 項関係)に区分されるが、内閣府の担う消費者政策の企画・立案は、各省庁と同列の分担管理事務であった」ことから、「すきま事案等による消費者被害に対し有効な対策を講じてこられなかった」ことが挙げられている。

従来の体制では、関係省庁を強力に導く消費者行政の司令塔としての役割を果たせず、製品や事業ごとに担当する省庁や内部部局が異なる「縦割り行政」を排除できなかった。また、どの省庁の所管(法律)にも属さない「すきま事案」的な消費者被害が起きた場合の「たらい回し・情報共有の不備」が生じたり、省庁(部局)間の「連携不備」などから、行政上の対応の遅れも露呈していたことなどが指摘されている。また、深刻な消費者被害事案が発生したことも背景事情として大きく影響したと考えられる。

こうした問題を踏まえ、福田康夫総理大臣(当時)の主導で官邸内に「消費者行政 推進会議」が設置され、消費者庁設置について政府から法案が提出されると、野党・ 民主党からも対案が提出され、国会での議論も活発に行われた。

図表 主な消費者庁発足前の消費者被害と行政の対応の事例

表 1 主な消費者庁発足前の消費者被害と行政の対応の事例

	/							
消費者被害の事例	消費者問題	備考						
	【消費者庁創設前の問題点】	加充						
こんにゃく入りゼ	法のすきまの問題	・食品衛生法や JAS 法等の適用を受けず、関係する各省庁(厚生労働省・農						
リー窒息死事故	【各省庁の権限の不行使・省	林水産省・経済産業省等)が事故情報を得ているものの、従前の縦割り行政						
リー至息化争収	庁間の連携の不備】	では対処が難しく、被害が拡大						
パロマガス瞬間湯沸	製品事故	・事故情報を知りながら、経済産業省内の部局の連携不足により対策がとら						
かし器の死亡事故	【部局内の連携不足】	れず						
	食の安全	・自治体、保健所と厚生労働省の連携の不備						
中国製冷凍ギョウザ	【窓口の情報の共有の不備】	・この事件を機に、食品事故への即応体制構築等のための関係省庁による「食						
の食中毒事件	110	品危害情報総括官」制度を創設。その後、さらに関係省庁を増やし、製品・						
300000000000000000000000000000000000000		施設等まで対象とする「消費者安全情報総括官」制度に拡充						

(出典) 吉井伶奈「消費者行政新組織の創設―消費者庁と消費者権利院―」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』 626 号, 2008.12.25, p.2. http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0626.pdf 等により筆者作成

資料)及川和久「消費者庁の発足と課題―国民生活センター―元化議論・地方消費者行政・消費者教育を中心として―」(レファレンス、2011 年8月)

 $http/\!/www.ndl.go.jp/\!jp/data/publication/refer/pdf/072704.pdf$

図表 こんにゃく入りゼリーに関係する省庁

表 2 こんにゃく入りゼリーに関係する省庁

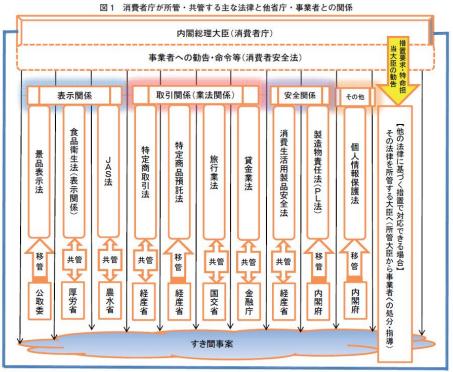
省庁名	所管法	こんにゃく入りゼリーと所管の関連
厚生労働省	食品衛生法	誤飲事故は腐敗や有害物質含有などの衛生上の問題では ない
農林水産省	JAS 法	こんにゃく入りゼリーの原料表示に問題はない
経済産業省	消費生活用製品安全法	こんにゃく入りゼリーは、法に定める「製品」にあたらない。 食品は対象外

(出典)「こんにゃくゼリー窒息死:窒息では回収できず 厚労省など『規制の対象外』」『毎日新聞』2007.6.18.等を基に筆者作成。

資料)吉井伶奈「消費者行政新組織の創設—消費者庁と消費者権利院—」(国立国会図書館、2008.12. 25.) http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/287276/www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0626.pdf

以上を踏まえると、関係部局が複数省庁にまたがることの問題が認識され、組織一元化のニーズが明確化されていたことが消費者庁設置の必要性の議論につながったと考えられる。

図表 消費者庁が所管・共感する主な法律と他省庁・事業者との関係



(出典)「生活者主権はどこまで進んだ?消費者庁誕生半年を検証」『激流』35 巻 6 号, 2010.6, pp.114-118. 等により筆者作成

資料)及川和久「消費者庁の発足と課題―国民生活センター―元化議論・地方消費者行政・消費者教育を中心として―」(レファレンス、2011 年 8 月) http//www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/072704.pdf

③ 庁の機能・体制

消費者庁の任務及び所掌事務については、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁組織令で規定されている。

<消費者庁及び消費者委員会設置法>32

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置

(設置)

- 第二条 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四十九条第三項 の規定に基づいて、内閣府の外局として、消費者庁を設置する。
- 2 消費者庁の長は、消費者庁長官(以下「長官」という。)とする。

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等

(任務)

第三条 消費者庁は、消費者基本法 (昭和四十三年法律第七十八号) 第二条 の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

- 第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務(第六条第二項に規定する事務を除く。)をつかさどる。
- 一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四 消費者安全法 (平成二十一年法律第五十号) の規定による消費者安全の確保に関すること。
- 五 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) の規定による宅地建物取引業者の相手方等 (同法第三十五条第一項第十四号 イに規定するものに限る。) の利益の保護に関すること。
- 六 旅行業法 (昭和二十七年法律第二百三十九号) の規定による旅行者の利益の保護に関すること。
- 七 割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) の規定による購入者等(同法第一条第一項 に規定するものをいう。) の利益の保護に関すること。
- 八 消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第三章第二節 の規定による重大製品事故に関する 措置に関すること。
- 九 特定商取引に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号)の規定による購入者等(同法第一条 に規定する ものをいう。)の利益の保護に関すること。
- 十 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)の規定による個人である資金需要者等(同法第二十四条の六の三 第三項 に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。
- 十一 特定商品等の預託等取引契約に関する法律 (昭和六十一年法律第六十二号)の規定による預託者の利益の 保護に関すること。
- 十二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。
- 十三 食品安全基本法 (平成十五年法律第四十八号) 第二十一条第一項 に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 十三の二 消費者教育の推進に関する法律 (平成二十四年法律第六十一号)第九条第一項 に規定する消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。
- 十四 不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第百三十四号) 第二条第三項 又は第四項 に規定する 景品類又は表示 (第六条第二項第一号ハにおいて「景品類等」という。) の適正化による商品及び役務の消費 者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。
- 十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成二十一年法律第二十六号)

³² 平成二十一年六月五日法律第四十八号(最終改正:平成二五年六月二八日法律第七○号)

- の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達(酒類の販売、輸入、加工、 製造又は提供の事業に係るものを除く。)に関すること。
- 十五 食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条第一項 (同法第六十二条第一項 において準用 する場合を含む。) に規定する表示についての基準に関すること。
- 十六 食品衛生法第二十条 (同法第六十二条第一項 において準用する場合を含む。) に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項 、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項 に規定するおもちゃの取締りに関すること。
- 十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和二十五年法律第百七十五号)第十九条の十三 第一項 から第三項 までに規定する基準に関すること。
- 十八 家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) 第三条第一項 に規定する表示の標準となるべき事項 に関すること。
- 十九 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成十一年法律第八十一号)第二条第三項 に規定する日本住宅 性能表示基準に関すること (個人である住宅購入者等 (同条第四項 に規定するものをいう。)の利益の保護 に係るものに限る。)。
- 二十 健康増進法 (平成十四年法律第百三号)第二十六条第一項 に規定する特別用途表示、同法第三十一条第 一項 に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項 に規定する表示に関すること。
- 二十一 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十二 公益通報者(公益通報者保護法 (平成十六年法律第百二十二号)第二条第二項 に規定するものをいう。 第六条第二項第一号ホにおいて同じ。)の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十三 個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第七条第一項 に規定する個人情報の保護 に関する基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二十四 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- 二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき消費者庁に属させられた事務

(資料の提出要求等)

第五条 長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

<消費者庁組織令が規定する各課の所掌事務>33

→/// 八月日川 /	阻(限制)のでは、自己の関係を表現して、					
課名	所掌事務					
総務課	(総務課の所掌事務)					
	第五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。					
	一 機密に関すること。					
	二 消費者庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。					
	三 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。					
	四 長官の官印及び庁印の保管に関すること。					
	五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。					
	六 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。					
	七 消費者庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。					
	八 消費者庁の保有する情報の公開に関すること。					
	九 消費者庁の保有する個人情報の保護に関すること。					
	十 消費者庁の所掌事務に関する総合調整に関すること (消費者政策課の所掌に属するものを					
	⟨。)。					
	十一 消費者庁の行政の考査に関すること。					
	十二 消費者庁の事務能率の増進に関すること。					
	十三 消費者庁の機構及び定員に関すること。					
	十四 国会との連絡に関すること。					
	十五 広報に関すること。					
	十六 消費者庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。					

³³ 平成二十一年八月十四日政令第二百十五号(最終改正:平成二五年六月二八日政令第一九六号)

-

- 十七 消費者庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十八 東日本大震災復興特別会計の経理のうち消費者庁の所掌に係るものに関すること。
- 十九 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち消費者庁の所掌に係るものに関すること。
- 二十 庁内の管理に関すること。
- 二十一 消費者庁所属の建築物の営繕に関すること。
- 二十二 消費者庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 二十三 消費者庁の職員に貸与する宿舎に関すること。
- 二十四 消費者庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十五 消費者庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。
- 二十六 消費者庁の所掌事務に関する情報の分析及び統計に関すること。
- 二十七 消費者庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 二十八 国立国会図書館支部消費者庁図書館に関すること。
- 二十九 前各号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

消費者政策課

(消費者政策課の所掌事務)

- 第六条 消費者政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 消費者庁の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。
- 二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。
- 四 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び 立案並びに推進に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。
- 五 前二号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- 六 消費者安全法 (平成二十一年法律第五十号) 第六条第一項 に規定する基本方針の策定に関すること。
- 七 消費者安全法 (第二章及び第三章を除く。)の規定による消費者安全の確保に関すること(同法第二条第五項第三号 に規定する消費者事故等に該当するものに係るものに限る。)。
- 八 消費者庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。
- 九 消費者庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。
- 十 消費者政策会議の庶務に関すること。

消費者制度

(消費者制度課の所掌事務)

第七条 消費者制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費生活に関する制度に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること(消費生活情報課及び消費者安全課の所掌に属するものを除く。)。
- 二 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち消費 生活に関する制度に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること(消費生活情報課及び 消費者安全課の所掌に属するものを除く。)。
- 三 前二号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務に関する基本的な政策のうち消費生活に関する制度に関するものの企画及び立案に関すること(消費生活情報課及び消費者安全課の所掌に属するものを除く。)。
- 四 公益通報者(公益通報者保護法 (平成十六年法律第百二十二号)第二条第二項 に規定する ものをいう。)の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 五 個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第七条第一項 に規定する個人 情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。

消費生活情報課

(消費生活情報課の所掌事務)

第八条 消費生活情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消費者庁の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進に資する情報の消費者に対する提供に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費生活に関する教育活動に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

63

消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち消費 生活に関する教育活動に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。 消費者教育の推進に関する法律 (平成二十四年法律第六十一号) 第九条第一項 に規定する 消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。 地方協力課 (地方協力課の所掌事務) 第九条 地方協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。 消費者庁の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。 消費者安全法 (第三章に限る。) の規定による消費者安全の確保に関すること。 独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。 独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。 消費者安全 (消費者安全課の所掌事務) 第十条 消費者安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 課 消費者安全法 の規定による消費者安全の確保に関すること(他課の所掌に属するものを除 く。)。 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費者の生命又は身体の安全の確 保に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち消費 者の生命又は身体の安全の確保に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。 消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第三章第二節 の規定による重大製 品事故に関する措置に関すること。 食品安全基本法 (平成十五年法律第四十八号) 第二十一条第一項 に規定する基本的事項の Ŧī 策定に関すること。 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事 務の調整に関すること。 取引対策課 (取引対策課の所掌事務) 第十一条 取引対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成二十一年法律第四十八号) 第四条第五号 から第七 号 まで及び第九号 から第十一号 までに規定する者と事業者との間の取引の適正化に関する 施策に共通する基本的な事項の企画及び立案に関すること。 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による宅地建物取引業者の相手 方等(同法第三十五条第一項第十四号 イに規定するものに限る。)の利益の保護に関すること。 旅行業法 (昭和二十七年法律第二百三十九号)の規定による旅行者の利益の保護に関するこ 兀 割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号)の規定による購入者等(同法第一条第一項 に 規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。 特定商取引に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号)の規定による購入者等(同法第一 五. 条 に規定するものをいう。) の利益の保護に関すること。 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)の規定による個人である資金需要者等(同法第二 十四条の六の三第三項 に規定するものをいう。) の利益の保護に関すること。 特定商品等の預託等取引契約に関する法律 (昭和六十一年法律第六十二号)の規定による預 託者の利益の保護に関すること。 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の規定による 特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。 表示対策課 (表示対策課の所掌事務) 第十二条 表示対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 消費者庁の所掌に係る消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示の適正化に関する 施策に共通する基本的な事項の企画及び立案に関すること。 不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第百三十四号) 第二条第三項 又は第四 項 に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的 な選択の確保に関すること。 食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条第一項 (同法第六十二条第一項 に

おいて準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準に関すること(同法第二十二条

- 第一項 に規定する指針に係るものに限る。)。
- 四 食品衛生法第二十条 (同法第六十二条第一項 において準用する場合を含む。) に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項 、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項 に規定するおもちゃの取締りに関すること。
- 五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和二十五年法律第百七十五号)第十九条の十三第一項 から第三項 までに規定する基準に関すること (同法第十九条の十四第一項 及び第二項 の規定による指示、同条第四項 の規定による命令並びに同法第二十条第三項 の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。)。
- 六 家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) 第三条第一項 に規定する表示の標準となるべき事項に関すること。
- 七 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成十一年法律第八十一号) 第二条第三項 に規定 する日本住宅性能表示基準に関すること (個人である住宅購入者等 (同条第四項 に規定する ものをいう。) の利益の保護に係るものに限る。)。
- 八 健康増進法 (平成十四年法律第百三号) 第三十一条第一項 に規定する栄養表示基準及び同 法第三十二条の二第一項 に規定する表示に関すること (同法第三十二条第一項 及び第三十二 条の三第一項 の規定による勧告、同法第三十二条第二項 及び第三十二条の三第二項 の規定 による命令並びに同法第三十二条第三項 及び第三十二条の三第三項 において準用する同法 第二十七条第一項 の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。)。
- 九 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達(酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。次条第四号において同じ。)に関すること(同法第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同法第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。)。

食品表示企画課

(食品表示企画課の所掌事務)

- 第十三条 食品表示企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 食品衛生法第十九条第一項 (同法第六十二条第一項 において準用する場合を含む。) に規定する表示についての基準に関すること (表示対策課の所掌に属するものを除く。)。
- 二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の十三第一項 から第三項 までに規定する基準に関すること (表示対策課の所掌に属するものを除く。)。
- 三 健康増進法第二十六条第一項 に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項 に規定する 栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項 に規定する表示に関すること (表示対策課の所 掌に属するものを除く。)。
- 四 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 の施行に関する事務の うち同法第二条第三項 に規定する指定米穀等の産地の伝達に関すること (表示対策課の所掌 に属するものを除く。)。

消費者庁の機能とその意義について、及川 2011 では次の諸点を指摘している。

- ・ 消費者庁設置後の消費者政策は、内閣府が、内閣の重要政策に関して内閣の事務を助けるために行う、総合調整・施策の統一を図る等のために企画・立案も行う事務である内閣補助事務の1つ(内閣府設置法第4条第1項第17号)となり、各省庁に対して権限を発揮しやすくなる。
- ・ 内閣府の外局として新しく設置された消費者庁において、消費者行政に関する組織・権限・法律が一元化し、消費者事故等に関する情報が集約・分析される。
- ・ 他省庁が他の法律の規定に基づく措置で対応できる場合には、内閣総理大臣は、 当該措置が実施されるようその事務を所掌する大臣に措置要求を行うことができ る。
- ・ 従来どの役所でも対応できなかったいわゆるすきま事案で重大事故等による被害

に対しても、消費者庁 (内閣総理大臣) は、新法である消費者安全法 (平成 21 年 法律第 50 号) (第 17 条~第 19 条) で自ら対処できる<u>消費者行政の司令塔</u>となる。

また、消費者基本計画(平成 22 年)では、「消費者庁は、「消費者の利益の擁護及び増進」、 「消費者の権利の尊重及び自立の支援」の観点から、これまでの行政の在り方を改めます。 そして、消費者庁は消費者行政の司令塔として、また「エンジン役」としての役割を発揮 していきます。さらに、消費者委員会は、消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に 対する監視機能を発揮していかなければなりません。」というように、消費者庁の役割が明 確化されている。

下図表は、消費者庁設置の議論の際に首相官邸により公表された消費者庁の組織図(案)を示している。消費者庁設置時の人員は 200 人強とされ³⁴、そのほとんどを他省庁から振り替えることが想定されていた(吉井 2008)。

消費者庁組織図 (案) 資料2 内閣総理大臣 食品の安全性の確保その他 内閣府特命担当大臣 消費者の利益の擁護及び増進を担当 消費者庁の定員は、204人 消費者庁 ※消費者庁は、内閣府の外局として設置。 消費者政策委員会 消費者庁長官 事務局 次 Æ 事務局長 <司令塔部門担当(1)及び 審議官(2) 執行部門担当(1)> 参事官(1) 参事官(2) <司令塔部門> < 執 行 部 門> 政策調整課 | 消費者情報課 | | 消費者安全課 | | 取引·物価対策課 | | 表示対策課 | | 食品表示課 **經** 經 整 理 企画課 ※緊急時等にはタスクフォースを活用し、迅速かつ的確に対処

図表 消費者庁の組織図 (案)

資料) 首相官邸 Web サイト http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhisha/dai11/siryou2.pdf

66

³⁴ 消費者行政推進会議の第 10 回資料では 208 人、同第 11 回資料では 204 人と記載されている。結果的に、消費者庁発足時の定員は 202 名であった。

消費者庁の所管法令として、29 の法令が、他省から移管されることとなった。この 点について、吉井 2008 では、「他省庁から消費者庁へ、消費者関係法がより多く移管 されれば、消費者庁のもつ権限が強力かつ明確になり、予算や人員の確保にも繋がる ため、消費者庁創設に向けた議論の中で最も重点が置かれた。省庁との調整は難航した」が、最終的に計 29 法令を他省庁から消費者庁に移管・共管することとなったと説 明している。

図表 消費者庁に移管される 29 法律

法令名	現在の所管	図衣 - 相負有別に移售される 29 伝律 - 移管の程度と改正の概要
14 17 17	グロエッノハー目	・消費者庁に移管
景品表示法	公正取引委員会	 ・ 有質有庁に移信 ・ 事業者等による自主規制のための協定等について内閣総理大臣及び公正 取引委員会が認定することができる ・ 景品類の制限等をしようとするときは、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない ・ 消費者庁長官は政令で定めるところにより、権限の一部を公正取引委員会に委任できる
消費者契約法	内閣府	・消費者庁に移管・適格消費者団体の認定に当たって意見を聴く相手方から、公正取引委員会を削る
無限連鎖講防止法	内閣府、警察庁	・消費者庁に移管
特定商品預託法	経済産業省	・消費者庁に移管・特定商品等を定める政令の制定及び改廃の立案をしようとするときは、 消費者政策委員会に諮問しなければならない・内閣総理大臣は必要と認めるとき関係行政機関の長に対し、資料提供等 を求めることができる
製造物責任法	内閣府	・消費者庁に移管
食品安全基本法	内閣府	・消費者庁に移管(リスク評価のみ食品安全委員会の権限として残す) ・施策に係る基本的事項を定めるにあたり、食品安全委員会及び消費者政 策委員会の意見を聴かなければならない
消費者基本法	内閣府	・消費者庁に移管・消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成するとき等は、消費者政策 委員会の意見を聴かなければならない
国民生活センター 法	内閣府	・消費者庁に移管
個人情報保護法	内閣府	・消費者庁に移管 ・基本方針を定めるにあたり、消費者政策委員会の意見を聴かなければな らない
公益通報者保護法	内閣府	・消費者庁に移管
国民生活安定緊急 措置法	内閣府、物資所 管省庁	・内閣府所管部分について消費者庁に移管・生活関連物資等の割当て等の重要事項を消費者政策委員会が調査や審議を行う
買占め及び売り惜 しみ防止法	内閣府、物資所 管省庁	・内閣府所管部分について消費者庁に移管
物価統制令	内閣府、物資所 管省庁	・内閣府所管部分について消費者庁に移管
JAS 法	農林水産省	・表示基準の企画立案、執行を消費者庁に移管・内閣総理大臣は、品質に関する表示基準を定めようとするときは、農林水産大臣に協議するとともに、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない
食品衛生法	厚生労働省	・表示基準の企画立案、執行を消費者庁に移管

		・内閣総理大臣は、消費者政策委員会の意見を聴いて、食品の製造等につ
		いて基準を定めることができる
		・内閣総理大臣は、有害物質や添加物等の安全基準の策定に当たり協議を
		受ける
		・表示基準の企画立案、執行を消費者庁に移管
健康増進法	厚生労働省	・消費者庁長官は政令で定めるところにより、権限の一部を地方厚生局長
		または地方厚生支局長に委任できる
家庭用品品質表示		・表示の標準の企画立案、執行を消費者庁に移管
法	経済産業省	・内閣総理大臣は、表示の標準等を定めるとき等は、消費者政策委員会に
124		諮問しなければならない
		・表示等の企画立案、表示基準の策定を共管
15		・日本住宅性能表示基準を定め、または変更しようとする際には、あらか
住宅品質確保法	国土交通省	じめ消費者政策委員会の議決を経なければならない
		・内閣総理大臣は、評価基準方法の策定等に関し、国土交通大臣に対し意
		見を述べることができる
電子消費者契約法		・内閣府所管部分について消費者庁に移管
	業省	 ・消費者保護に係る企画立案、執行を消費者庁に移管。経済産業省は、専
		門的な知見を活用して消費者庁と連携
		・主務大臣は、内閣総理大臣に加え、経済産業大臣及び物資等所管大臣と
		工物人には、「YMMを八正に加え、任併在未入正及し物員中/月目人正と する
特定商取引法	経済産業省	・主務大臣は、指定商品等を定める政令を制定または改廃しようとすると
		き、消費者政策委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない
		・消費者庁長官は、政令で定めるところにより、権限の一部を経済産業省
		に委任できる
##### > \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	An The cla	消費者保護の観点からの企画立案、措置命令等を消費者庁に一部移管(共
特定電子メール法	総務省	管)
金融商品販売法	金融庁	・消費者庁が所管に加わる
出資法	金融庁、法務省	・消費者庁が所管に加わる
		・企画立案は共管。登録・免許、検査、処分は金融庁が行うが、消費者庁
貸金業法	金融庁	は処分について勧告権を持ち、そのための検査権限を持つ
貝並未伝		・内閣総理大臣は、処分について事前協議を受け、または必要な意見を述
		べることができる
		・企画立案は共管。登録・免許、検査、処分は経産省が行うが、消費者庁
		は処分について勧告権を持ち、そのための検査権限を持つ
割賦販売法	 経済産業省	・主務大臣は、指定商品等を定める政令を制定または改廃しようとすると
口が成り入りして	性仍生来日	き、消費経済審議会及び消費者政策委員会に諮問しなければならない
		・内閣総理大臣は、処分について事前協議を受け、または必要な意見を 述
		べることができる
		・企画立案は共管。登録・免許、検査、処分は国交省が行うが、消費者庁
宅建業法	国土交通省	は処分について勧告権を持ち、そのための検査権限を持つ
		・内閣総理大臣は、処分について事前協議を受け、または必要な意見を述
		べることができる
		・企画立案は共管。登録・免許、検査、処分は国交省が行うが、消費者庁
旅行業法	国土交通省	は処分について勧告権を持ち、そのための検査権限を持つ
		・内閣総理大臣は、処分について事前協議を受け、または必要な意見を述し
沙弗 化 江 田 制 口 宀		べることができる
消費生活用製品安	経済産業省	・重大事故情報報告・公表制度を消費者庁に移管。内閣総理大臣は、安全
全法 有害物質家庭用品		基準の策定に当たり協議を受ける - 内閣総理大臣は、安全基準の策定に当たり協議を受ける
		F PUSIES E A R U - 万字 表 E U R E A F U B 語 を タ U A
規制法	厚生労働省	「開心工八匹は、女工盃中ッパルにコルノ伽賊と又ける

資料) 吉井伶奈「消費者行政新組織の創設—消費者庁と消費者権利院—」(国立国会図書館、2008.12.25.)

吉井 2008 によれば、消費者庁の体制に関する設置時の情報として、「2009 年度予算概算要求では、消費者庁創設等のために、182 億円が計上されている。また、消費者庁の創設時の人員は 208 人とし、そのほとんどの 202 人を他省庁から振り替える。さらに、事業者に対する立入調査や処分を担当する部署には、正規職員のほかに、警察や公正取引委員会の OB を非常勤職員として 100 人規模で雇用することが報道されている。」と説明している。

また、従来指摘されていた関係部局が複数省庁にまたがることの問題に関して、関係府省庁との政策調整に関する事務等を担当する政策調整課、消費者問題に関する情報の集約や分析、集約・分析結果の取りまとめに関する事務等を担当する消費者情報課が設置された³⁵。

④ 庁と政策実施機関等との関係

消費者行政を担う機関として、独立行政法人国民生活センターがある。消費者庁設置後には、平成22年4月に実施された事業仕分けや行政刷新会議での議論により、同センターの機能を消費者庁に一元化すべきとの議論や、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)との連携の必要性について指摘がなされている。

一元化を主張する立場からは、同センターと消費者庁の間には、消費者問題への注 意喚起や分析情報の発信といった役割において、重複があることが問題視された。 他方で、

- ・同センターは、法のすきま等で生じた財産被害等に対しても柔軟に迅速に対処 してきていること
- ・法を執行する消費者庁の事業者への要望となると規制的な意味合いを持つので、 法律や基準に基づく慎重な実施が必要であり、また、関係省庁との事前調整に 時間を要して、迅速性が後退する恐れもあると考えられること

等から、同センターの重要性・強化を求める見解も見られた(及川 2011)。

⑤ 自治体・民間との連携の在り方

一般の消費者は、通常、地方の消費生活センター等に相談を寄せることが多い。しかしながら、地方自治体における消費者行政予算や体制は、厳しい財政事情を反映して、総じて年々減少・縮小傾向にあり、消費者庁は各種施策及び財政的支援策を行っている。

このような状況に関して、及川 2011 は、

・地方での消費者行政は自治事務であるが、地方自治体が、PIO-NET36 による相

³⁵ 内閣府資料 http://www.cao.go.jp/consumer/doc/090803_shiryou1.pdf

³⁶ PIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報 (消費生活相談情報) の収集を行っているシステム(資料:独立行政法人国民生活センターWeb サイト)

談や事故情報の収集を、その地域の相談処理や情報提供だけでなく、全国的な被害拡大防止のため、国の一元的な情報集約に代わりその役割を担っているとするならば、国が一定の基準を示し、人口割による消費生活センターの設置や相談員数の国による全国一律の最低限の設置基準を明確に示すことが、地域間の被害格差を是正し、地方消費者行政の全体的な向上につながることが期待される。

・その一方で、国が細かい規定を定めると、形式的な相談窓口の設置だけが生じたり、また、地方それぞれの実情に応じた柔軟な対応を阻害する懸念がある。 といった二つの見解を紹介している。

図表 国の地方消費者行政に対する主な財政的支援策と地方公共団体の状況

表 6 国の地方消費者行政に対する主な財政的支援策と地方公共団体の状況

財政支援策	国の施策の意図	地方公共団体の状況
消費者行政に	○地方交付税措置の使途は自由であるが、国が基準財政	○倍増した結果、減少傾向が続いていた消費者行政予算
係る地方交付	需要を倍増することで、地方公共団体が消費者行政の予	に増加の傾向がみられるが、さらなる首長、職員、議会、
税の基準財政	算を重点配分し、相談員の待遇を改善することを期待。	地域の消費者団体等の積極的な消費者行政強化に対する
需要額(積算	(基準財政需要額:平成20年度(90億円)⇒平成21年	意識改革が求められる。
基準)	度(180億円)2倍へ(総額の中で、相談員の報酬単価基準:	・全国の地方公共団体の(基金を除く)広義の消費者行
	年 150 万円⇒ 300 万円へ))	政予算(注1):平成20年度(最終予算約123億円)⇒
		平成 21 年度(当初予算約 131 億円)の増額。
地方消費者行	○国は基金を造成することにより、消費者行政強化に取	○3年間限定の財源のため、4年目以降の財政負担の見
政活性化基金	組む地方公共団体を支援(注2)し、消費生活センター	通しが立たない中、人員増や継続的事業は実施しにくい
	の設置・拡充、相談員の増員や研修参加等が行われるこ	と言われる (注 3)。
	とを期待。	・消費者庁は、要請により基金の取り崩し期限を1年延
	・基金として、平成20年度第2次補正予算(150億円)	長可にし、また既存の相談員の報酬引上げにも使途を拡
	及び平成21年度第1次補正予算(110億円。その後、執	大。他に、消費生活センター等の事務所や事務用機器等
	行見込額 80 億円 (うち申請は約 73 億円)) の計約 223 億	の賃料・リース料にも活用可など基金内容の運用改善見
	円を造成	直し(注4)を行う
住民生活に光	○これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、	○一括交付金のような方式であるものの、消費者行政が
をそそぐ交付	光が十分に当てられてこなかった分野(地方消費者行政	その対象分野の第一に明示されている。しかし、基金の
金 (注5)	等) に対する地方の取組みを支援し、地域の主体 (NPO、	課題同様、その後の経常経費に対する支援については、
(「円高・デフ	自治会など)間の連携や地方公共団体内部署の連携も期	平成23年度以降、地方交付税措置での検討(注6)との
レ対応のため	待。	見解が示されており、活用しにくいと言われる。
の緊急総合経	・総額:平成22年度補正予算のうち約1060億円(内、	・総交付金中 2.5%の活用 (注 7)
済対策」)	基金事業約246億円)(人件費にも活用可)	(11年度までの単年度事業:約10億8200万円、12年度
		まで積み立てられる基金事業:約14億7000万円)

資料)及川和久「消費者庁の発足と課題―国民生活センター一元化議論・地方消費者行政・消費者教育を中心として―」(レファレンス、2011 年 8 月) http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/072704.pdf

4. 観光庁と消費者庁に係るケーススタディから得られる示唆

以上の検討を踏まえ、スポーツ庁を外局として設置する場合についての示唆を整理する。

(設置の必要性)

まず、観光庁・消費者庁ともに、設置の必要性が比較的明確であったことが挙げられる。 観光庁の場合、「観光立国実現機運の高まり」があり、そのために「観光に関する対外的な窓口の明確化」、「関係省庁に対する調整機能・推進機能の強化」、「地域・国民に対する窓口の一元化」が求められていた。消費者庁の場合には、度重なる消費者被害事案を通じて、消費者行政の関係部局が複数省庁にまたがることの問題が広く認識され、組織一元化のニーズが明確化されていた。スポーツ庁の場合、設置の必要性の議論には、2020年オリンピック・パラリンピックの東京招致、スポーツ基本計画推進体制の強化等が影響するものと考えられるが、スポーツ庁設置の必要性について、どのように整理を行い、関係者の間で必要性に関する意識を共有し醸成していくかが、重要なポイントになってくるのではないかと考える。

(組織規模・体制)

次に、体制面である。観光庁の場合は、「観光庁の内部組織と定員についても、すべて国土交通省内のスクラップ・アンド・ビルド」により整備された。消費者庁の場合には、創設時の人員 208 人のうち、そのほとんどの 202 人を他省庁から振り替えており、複数省庁にまたがっていた消費者行政関係部局の人員の集約による部分が大きかったと考えられる。スポーツ庁を外局として設置する場合にも、現状の組織・定員のなかでやり繰りすることが想定され、大幅な人員の純増は見込めないとの考えもある。スポーツ庁として、これまでになかった機能を果たすためには、組織や業務の見直しによる効率化が重要になると考えられる。

(設置する省庁)

また、どこの外局として設置するかという点も検討を要する。すなわち、内閣府の外局とするのか、各省庁(文部科学省と考えられる)の外局とするか、という点である。

前述のとおり、消費者庁が内閣府の外局として設置された背景としては、消費者庁設置前に、

- ①内閣府の担う消費者政策の企画・立案が分担管理事務であり、すきま事案等による消費者被害に対し有効な対策が講じられてこなかったこと、
- ②したがって、関係省庁を強力に導く消費者行政の司令塔としての役割がはたせず、製品や事業ごとに担当する省庁や内部部局が異なる「縦割り行政」を排除できなかったこと、
- ③どの省庁の所管(法律)にも属さない「すきま事案」的な消費者被害が起きた場合の

「たらい回し・情報共有の不備」が生じたり、省庁(部局)間の「連携不備」などから、行政上の対応の遅れも露呈していたこと、

などが指摘されている。このように、消費者庁が内閣府の外局として設置された理由としては、そもそも分担管理事務としての消費者政策の所管が内閣府であったことに加えて、総合調整機能の発揮が期待されたためであると考えられる。一方、観光庁の場合には、設置以前の観光行政が国土交通省の所管であったことに加えて、総合調整機能の発揮が期待されていたわけではない。

スポーツ庁の設置により、どのような機能の発揮を期待するかということが、文部科学 省の外局あるいは内閣府の外局として設置するかを検討するに当たって重要なポイントに なってくるものと考えられる。

これらの示唆は、後述「VII. 我が国の今後のスポーツ推進体制の在り方の検討について」の課題・論点の検討に活用している。

また、本章での検討は、後述「WI. 我が国の今後のスポーツ推進体制の在り方の検討について」で、「文部科学省連携型」、「内閣府連携型」の設定に際して、参考情報としている。